

地震・噴火・津波等により
建物が損害を受けて
休業した場合に補償する
今までになかった共済!
事業再開を応援する共済です。

ここが
新しい!

共済金をお支払いする主な事由



—地震等災害時の「休業対応応援共済」制度がスタートします。—

近年、地震、台風、洪水などによる災害が頻発しており、商工会会員事業者の中にもこれらの災害を受け、事業活動を休止せざるを得ない場合が全国的に多く見受けられます。

全国商工会連合会と業務提携関係にある全日本火災共済協同組合連合会では、事業の再開を応援するため、「休業対応応援共済」制度を新たに創設し、商工会を通して本共済の申し込み受付を開始する予定です。

1 休業対応応援共済の特徴

店舗、作業場、事務所等の建物が、地震、津波、台風、雪災、火災等の災害により「全損」もしくは「一部損」の損害を受けた結果、事業が完全に休止した場合に休業日数に応じて共済金を支払う新しい制度です。

(注)「全損」とは損害額が共済の対象物件の評価額の80%以上に該当することです。

(注)「一部損」とは損害額が共済の対象物件の評価額の80%未満に該当することです。

2 共済金の支払い

(1) 全損応援共済金 (最大 3,000 万円)

全損応援共済金 = 約定日額 (単位: 万円) × 約定日数 (180 日限度)

共済金は、事業再開に向けた意思確認、または事業再開の事実確認に基づき、全損認定日 (共済金総額の30%)、事故日から3カ月経過後 (同20%)、6カ月経過後 (同50%) に分けて支払います。

(2) 一部損応援共済金 (最大 1,500 万円)

一部損応援共済金 = 約定日額 (単位: 万円) × 休業日数 (一部損約定日数 30 日・60 日・90 日の3タイプから選択)

共済金は、事故日からその日を含めて休日を除く4日以上連続して休業した場合に支払います。

共済金のお支払例

約定日額	3万円	全損約定日数	150日	一部損約定日数	60日	で加入した場合
全損した場合の共済金				3万円 × 150日		= 450万円
一部損 (60日休業) した場合の共済金				3万円 × 60日 (注)		= 180万円
(注) 一部損応援共済金は休業日数分 (約定日数限度) この場合には60日が限度)をお支払いします。						

3 年間共済掛金

年間共済掛金は、加入事業者の年間粗利益額、年間営業日数に応じて設定されます。

(47 都道府県、契約する建物の構造級別〈耐火、非耐火〉により異なります。)

4 共済期間

毎月1日から1年間 (共済期間開始日の午後4時から翌年の応答日の午後4時まで) となります。

5 共済掛金の払込方法

年一括払い、指定の金融機関口座振替となります。